

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和5年3月 17 日答申分

令和5年3月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200113 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200027 号

第 1 結論

請求者の A 会における令和元年 9 月から令和 2 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（26 万円）については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 58 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日まで

令和元年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）において、私は算定対象月の 4 月から 6 月まで産前産後休業及び育児休業期間中であったが、A 会が報酬の支払基礎日数を誤った日数で届け出たため、標準報酬月額が低く記録されてしまった。

A 会は、令和 4 年 10 月に、算定基礎届（訂正届）を年金事務所に提出したが、請求期間に係る標準報酬月額は、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金額の計算の基礎となる記録にしてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、A 会が令和元年 7 月 8 日に提出した算定基礎届により 20 万円と記録されていたところ、同会が令和 4 年 10 月 20 日に提出した当該算定基礎届の訂正届に基づき、26 万円に訂正し決定されているが、当該訂正届の提出日は保険料徴収権が時効により消滅した後であったため、当該訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定が適用され、訂正前の 20 万円を除き保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 によると、事業主により育児休業期間中の保険料の徴収の特例の申出が行われた被保険者については、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの厚生年金保険料の徴収は行わないと規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、請求者の令和元年*月*日から令和 2 年*月*日までの期間に係る当該特例の申出を

行っており、請求期間は当該特例の適用対象期間であることが確認できる。

また、A会から提出された賃金台帳を確認したところ、請求者の請求期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる報酬額は、同会が提出した算定基礎届の訂正届に記載された報酬額が適切であり、これに見合う標準報酬月額は 26 万円であると認められる。

したがって、請求期間の訂正後の標準報酬月額（26 万円）については、厚生年金保険法第 75 条の規定を適用せず、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200091 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2200006 号

第 1 結論

昭和 47 年*月から昭和 48 年 3 月までの請求期間及び昭和 48 年 10 月から平成 24 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正すること及び国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 47 年*月から昭和 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から平成 24 年 4 月まで

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に係る国民年金保険料について、学生納付特例か免除を申請していた、あるいは納付していたと思うが、年金記録がない。国民年金保険料が未納等であれば、督促状が何度も来ると聞いたことがあるが、私自身には請求も連絡もなかった。また、以前、年金記録が多数不明になっていると報道されていたが、私の記録も不明になっている可能性があるので、調査してほしい。

第 3 判断の理由

請求者には請求期間における国民年金への加入及び国民年金保険料の免除申請又は納付についての具体的な記憶がない上、請求者は、自身に係る国民年金の加入手続及び保険料の免除申請又は納付について、請求者の両親が行った可能性を主張しているが、請求者の両親から回答を得ることができず、詳細を確認することができない。

また、国民年金保険料を免除申請又は納付するには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されていることが前提となることから、請求者に付番されている基礎年金番号（*）において国民年金に加入した形跡はなく、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に国民年金手帳記号番号及び「*」以外の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が請求期間において国民年金に加入していたとは考え難く、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除申請又は納付されていたとは認められない。

さらに、日本年金機構並びに請求期間において請求者の住民票上の住所があったA市、B市、C市及びD市は、いずれも「請求者が国民年金に加入していたこと、及び国民年金保険料を免除申請又は納付していたことが確認できる資料等は保管していない。」旨を回答している上、請求期間のうち、請求者が矯正施設に入所した昭和*年*月*日以降の期間においては、E刑務所が保管する郵便の発送及び受取記録により、請求者と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）及び市町村との間で郵便の発送及び受取記録はなく、また、請求者の両親との郵便において、請求者の国民年金に係る内容のものは確認できない。

なお、請求者は、学生納付特例を申請していた可能性を主張しているが、学生納付特例制度は平成12年に導入された制度である上、申請をするには国民年金に加入していることが前提となるが、請求者の主張からは、請求者が平成12年以降に学生であったことはうかがえず、また、上述のとおり、請求者が国民年金に加入していたとは考え難いことから、請求者の請求期間において、学生納付特例の申請が行われていたとは認められない。

さらに、請求者は、「国民年金保険料が未納等であれば、督促状が何度も来ると聞いたことがあるが、私自身には請求も連絡もなかった。」旨を主張しているが、国民年金の未加入者に対し、国民年金保険料の納付に係る勧奨が行われることはない。

加えて、請求者は、「以前、年金記録が多数不明になっていると報道されていたが、私の記録も不明になっている可能性がある。」旨を主張しているが、上述のとおり、請求者に現在、付番されている「*」以外の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除又は納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求者の保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたこと及び納付していたものと認めることはできない。